

# 訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

## クーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

## ハガキの書き方の例

**通 知 書**

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社XXXX 〇〇営業所  
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、  
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
 茨城県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

## クーリング・オフができる場合・期間など 詳しくは消費生活センターへ

※クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。販売員などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘販売をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、消費者が勧誘を断った場合に、勧誘を続ける行為も禁止されています。

## クーリング・オフ期間を過ぎていても、 専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。 あきらめないで、まずは相談を!

困ったときは、お近くの**消費生活センター**にご相談ください。

### 消費者ホットライン

局番なし ☎ **188**

お近くの消費生活相談窓口につながります

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

### 茨城県消費生活センター

(土曜日・祝日、年末年始はお休みです)

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内

**消費生活相談** 受付時間 月～金曜日:午前9時～午後5時  
 日曜日:午前9時～午後4時(電話相談のみ)

☎ **029-225-6445**

いばらき消費生活ナビ 検索



### 消費生活センターってどんなところ?

本人だけでなく家族やヘルパーなど  
周りの人からも相談できます

消費生活センターでは、消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員を配置し、トラブル解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。

## 関東甲信越ブロック 高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

# 高齢者の悪質商法被害

# 気づいてニグナル 防ごうトラブール!!



高齢者が悪質商法被害にあう前にはいくつかの「シグナル」があります。周囲の人々の見守りや高齢者本人がその「シグナル」に気づけば、被害を事前に防ぐことができます。「あれ?おかしいな?」と感じたら、まず身近な人に相談しましょう。

不審な電話・メール・ハガキは、まず、相談!

ニセ電話詐欺相談ダイヤル **029-301-0074**

警察相談専用電話 **#9110** 24時間対応

茨城県警察本部

日曜日も  
相談できます

茨城県消費生活センター

☎ **029-225-6445** いばらき消費生活ナビ 検索

消費者ホットライン 局番なし ☎ **188** お近くの消費生活相談窓口につながります。相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。